

DQS社が提供する審査及び認証に関する規程

1. 審査及び認証サービス

1.1 適用範囲及びその適用

本規程「DQS社が提供する審査及び認証に関する規程」は、子会社及びパートナーを含む全世界のDQSグループのすべてのお客様に対し提供及び実施するすべての審査及び認証サービスに適用されます。

最新のDQSグループ会社のリストは、ホームページ(<http://www.dqs-holding.com/en/>)で確認いただけます。

本規程は、書面で別途明示的に合意した場合、あるいは法的手段で決定された場合を除き、認証及び審査のプロセスの全ステージにおいて適用されます。その中には、サービスのご提案、見積、契約、受発注、スケジュールリング及びDQS社とお客様との間で締結された追加契約を含みます。

本規程は、この発行をもって直ちに効力が発生し、別途の改訂があるまで有効となります。

英語の最新版の掲載場所は次の通りです。

<http://www.dqs-holding.com/en/pages/about-dqs-group/certification-rules.html>

また、ご要望があれば各DQSオフィスから入手することも可能です。

注：日本語の最新版は、DQS Japanのホームページ <http://www.dqs-japan.co.jp> に掲載されております。

1.2 用語の定義

「お客様」とは、DQS社の認証または審査サービスに関して問合せをしている、またはサービスを受けている個人または法人を言います。これには、その代理人を含みます。

「DQS」とは、お客様に対し認証及び審査サービスを提供する子会社及びパートナーを含む全世界のDQSグループのあらゆる構成員を意味します。

「審査(アセスメント)」とは、客観的な証拠を得ること、及びその証拠が定義した基準の範囲の条件を満たしているか客観的な評価をする、システム化されたDQS社の活動を表します。「監査(オーディット)」と称されることもあります。

「審査員」とは、審査員及び技術エキスパートを意味し、これらの者がDQSグループを代表し、認証及び審査プロセスに当たります。

1.3 審査及び認証サービス

DQS社のような、独立した立場で、高い能力を有する第三者機関がマネジメントシステムの審査及び認証を行うことは、お客様にとって価値のあるベネフィットを生み出します。DQS社の登録証は、適切で有効なマネジメントシステムの証明であり、お客様の期待に持続的に応え、法的要求事項を満たしていることの証明になります。

審査では、認定資格を持つ経験豊かな審査員が、絶えず変化する市場と環境を考慮に入れつつ、マネジメントシステムとそのプロセスが、常に適切で有効であることをレビューします。改善の機会を特定することにより、審査員は、組織が掲げた目標・目的に達成するよう、組織の能力を高めます。また、そのことによりお客様の持続的な成功を促すこととなります。DQS社の登録証は、組織及び組織の認証されたマネジメントシステムに対してお客様に確信を与えるものであり、認知された規格・仕様に基づき審査され認証されたことを示すものとなります。

1.4 個別の契約と取引条件の照合: 認証するDQSオフィスとの契約上の関係性

お客様とDQS社の中で締結される認証及び審査に関する契約のあらゆるもの全てにおいて、本規程は欠くことのできないものです。個別の契約というのは、個々の種類及び提供するサービスの特徴(価格やタイミングを含む)が必ず特定されています。更に、お客様とDQS社は取引条件を設定することになりますが、通常はサービスを提供する国及び/または契約者双方が、居住する国により違いがあります。

ここで言う取引条件には、法的代理人、管轄区、義務、税金、支払い方法などを含み、契約書自体に定める事もありますし、それぞれの参照文書及び契約書の追記で定める事もあります。

現地の DQS オフィスが、別の DQS オフィスの認可又は認定のもとでサービスを提供する場合は、それぞれの認可/認定を受けたオフィスの名義で、代理として活動します。現地での申し込みの受諾及び現地の契約書の署名は、お客様と認可/認定を受けたオフィスとの間で法的拘束力を持つ認証契約書となります。特定の認定の下で実施される活動の業務上、財務上、又は法律上の責任は、常に認定を受けた DQS オフィスの責任下にあります。

2. 認証プロセス

DQS 社は、お客様のマネジメントシステム又はその一部を、当該システムの有効性を含めて合意された要求事項（国際的あるいはその国固有あるいはセクター毎の規格あるいは仕様など）への適合性を判断することを最終目標として評価します。この審査プロセスは単一あるいは複数のステップを持ち、通常、審査結果を文書化した審査報告書を提出することで終了します。認証サービスの場合は、DQS 社は適用要求事項がすべて満たされていることが明確な場合に、その要求事項に適合していることを確認しているという登録証をお客様ごとに発行します。

個々の規格又は仕様の要件に対する不適合が審査中に確認された場合、指定された時間の範囲内で、お客様が是正処置を計画及び実施するものとします。登録証は、適切な是正処置が効果的に展開された後にしか発行できません。登録証には登録範囲と有効期限が明記されます。

全ての審査指摘事項は、マネジメントシステムの効果的な実施及び準拠を示す確かな証拠になることを目的として、サンプリングプロセスに基づいています。審査チームによりレビューされなかった肯定的、又は否定的な業務の側面が存在する可能性があります。その潜在的な影響及び指摘の範囲を調査し評価するのは、お客様組織側の責任となります。従って、組織は該当する規格への準拠を継続的に確実にするものとします。遵守違反があった場合は、DQS 社は責任を負いません。

DQS 社とお客様は、お客様のマネジメントシステムの評価と認証が、適用規格、産業別の要求事項（適用される場合のみ）、本文書に付属する、または本文書を参照するあらゆる文書を含み、「審査と認証の契約」に基づき実行されることに同意するものとします。

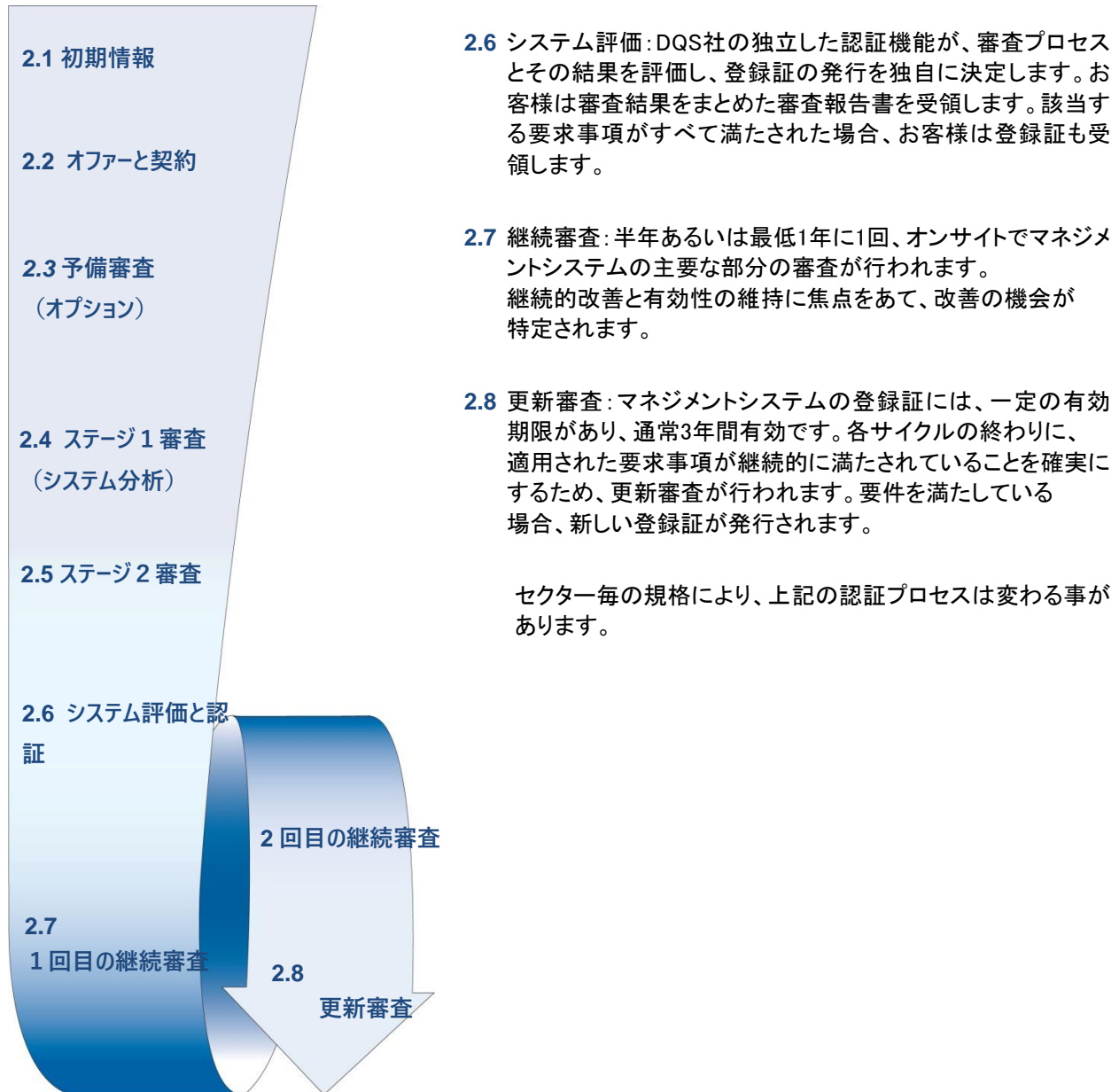
DQS 社は、審査においては、独立した立場であり、中立的で、かつ客観的です。審査は、通常はお客様の事業所（オンサイト）において行い、リモートの審査活動（オフサイト）で捕捉することがあります。手続の種類、範囲、及びタイムスケジュールは、両当事者による個別の合意に従うこととします。DQS 社は、お客様の敷地内で審査を実施する間、ビジネスプロセスへの障害を最小にするよう努めます。

認証プロセスは、通常以下のステップを含むものとします。:

- 2.1 お客様のニーズと期待からプロセスは始まります。DQS 社はお客様の組織、マネジメントシステム、業務の規模と種類について学びたいと考えています。お客様と DQS 社の双方は、審査及び/または認証について、適用規格及び仕様を含め目標を明確にします。
- 2.2 DQS 社は審査及び認証サービスに関する詳細の提案を提示します。提案は、お客様独自の初期情報に基づいて作成いたします。文書形式の契約にて、すべての成果物と適用する審査及び認証の基準を特定します
- 2.3 予備審査としては、強みと改善の余地を明確にする初期パフォーマンス分析、あるいはギャップ分析の提供が可能です。大規模な審査及び認証プロジェクトの際には、プロジェクト計画会議によりお客様が主任審査員と会い、関連するすべての機能と事業所を含められるようカスタマイズされた審査計画を作るという価値ある機会を提供します。予備審査及びプロジェクト計画会議ともにオプションのサービスです。
- 2.4 Stage 1 審査(システム分析): 審査手順はシステム文書、目標、マネジメントレビュー及び内部監査の結果のレビューと評価で始まります。このプロセスでは、お客様のマネジメントシステムが十分展開されており、認証のための準備が完了しているかどうかを判断します。審査員は、指摘事項を説明し、オンサイトでのシステム審査に備えて必要な活動をコーディネートします。
- 2.5 Stage 2 審査: 指名された審査チームがお客様の製造及びサービス提供の現場でお客様のマネジメントシステムを審査します。定められたマネジメントシステムの適用規格及び仕様に従い、

審査チームは、すべての機能分野とすべてのマネジメントプロセスを評価します。これは、観察、検査、インタビュー、関連する記録のレビュー及び他の審査手法により行われます。

指摘事項を含む審査結果は、終了ミーティングでお客様に示します。要求されるアクションプランは、必要に応じ合意していただきます。



3. 顧客の権利と義務

3.1 マネジメントシステムの維持

登録証の取得と維持のため、お客様は選択した規格または仕様を満たす文書化されたマネジメントシステムを導入し維持しなければなりません。お客様は、審査を受けるマネジメントシステムの適合性と有効性の証拠を、審査チームによる審査の際、提示しなければなりません。

お客様はそのマネジメントシステムが適合性と有効性を維持していることを確実にするため、必要なアクションを取らなければなりません。

3.2 情報へのアクセス

お客様は、DQS社がその任務を履行するために必要なあらゆる情報にアクセスし、かつ必要な施設の利用を可能にすることを保証しなければなりません。また審査のために重要なすべての工程に関する正確かつ完全な情報を、すべての指名された担当者及び従業員は、タイムリーに審査員に対して提供しなければなりません。認証を受けたマネジメントシステムの範囲内で、苦情及びその是正活動に関するすべての記録は、要請があり次第

DQS社に対して提出されなければなりません。

3.3 変更があった場合及び特別な事象の際の通知

認証を受けたマネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更について、お客様は、DQS社に対して遅滞なく通知する義務を負います。これは、特に会社の全部、又は一部の買収／売却、所有権の変更、作業領域の変更、工程の基本的変更、破産もしくは和議手続の申立に適用されます。いずれの場合でも、DQS社はお客様と協議の上、認証を維持する方法について決定します。

3.4 審査の独立性

お客様は、DQS社の従業員及び審査員の独立性を脅かしかねないものをすべて回避する義務を負います。この義務は、特に、コンサルタントの依頼、雇用の依頼において、雇用契約及び委託業務にかかわらず適用され、料金または金銭的報酬とは別の合意事項となります。

3.5 審査員を否認する権利

審査日の確認の前段階においては、お客様は正当な理由があればDQS社の提案した審査員を調査し、否認する権利を有しています。この場合、DQS社は、否認された審査員の後継候補者を選定します。

3.6 秘密保持及び秘密厳守

DQS社がお客様に対して提供した文書は、認証マーク及びDQS社の認証シンボルを含め、著作権により保護されています。お客様は、DQS社が審査のために提供し又は利用できるようにしたすべての文書がDQS社の所有物であること、及びお客様の内部的な必要性のみに使用することができ、第三者に提供せず、本規程又は書面により合意された目的以外の目的には使用しないことを特に認めることとします。お客様は、本規程の中で明らかにされた情報、並びにDQS社に関して知りえた事柄、従業員及び審査員に関するすべての知識・情報について、厳格な秘密保持を維持する義務を負います。この義務は、契約終了後も適用されます。同様に、お客様は、代理人及び補充人員に代わってこの義務を受け入れるものとします。お客様は、審査報告書を全体としてのみ転送することは認められていますが、抜粋して転送することは認められません。

3.7 登録証及びマークを使用する権利

有効なDQS社の登録証があれば、お客様は、DQS社のWebサイト([DQS website](#))にて発行されている関係ルールに従い、登録証や認証マークを広告宣伝のために使用する権利を有します。著作権で保護されているDQSマーク、UL Registered Firmマーク[DQS Certified Management System Mark®](#)及びその他の認証マーク[UL Registered Firm Mark®](#)(以下「認証マーク」という)は、お客様の認証を受けたマネジメントシステムとそのパフォーマンスに対して、お客様の客先の信頼度を上げることができます。これらのマークは、社用便箋やパンフレット、インターネット、展示会において、車両や広告に掲示することができます。認証マークは、認証を受けた組織及びそのマネジメントシステムに直接関係づけられています。登録証及び認証マークの使用は、適用範囲及び登録証の有効期限内に限られおり、製品や製品の包装に使用することはできません。又、製品の適合性を示すように解釈されるような方法でも使用してはいけません。

3.8 不服申立とクレーム

DQS社のお客様は、妥当な期待及び要件がすべて満たされる方法により、合意された適用範囲内で履行されるサービスを受ける権利を有しています。履行されない場合は、お客様は、当該DQSグループ会社に対し苦情を申し立てることができます。DQS社は、分析及び改善のために必要な情報をお客様に要請します。

審査員との間に意見の不一致がある場合や、特別な認証決定に対しては、お客様は、責任を有するDQS(支)社に対し不服申し立てを出す権利を有しています。もし、関係する個人と直接的な解決が見つからない場合は、お客様は契約を結んでいるDQS社の経営層に、書面での不服申し立てを伝えていただく事もできますし、最終手段としては、最終決定権を持つ調停委員会に不服を申し立てることもできます。

4. DQS 社の権利と義務

4.1 マネジメントシステムの審査

DQS社は、定期的な審査(通常半年または1年に一回)を行うことにより、認証を受けたお客様のマネジメントシステムの適合性と有効性を確認します。これらの審査のために、DQS社は、お客様の施設にアクセスする権利を有

するものとします。予定している審査訪問の範囲内において、オペレーションの観察をし、プロセス、製品、サービスを検査し、従業員や会社代表へのインタビューを行い、文書や記録のレビューをしたりもしますし、その他の審査技法により情報を集める事もあります。DQS社は、認証を与えたマネジメントシステムの適合性又は有効性について異議を唱える第三者から情報を受領した場合、お客様との相談をしたのちに、追加で通常の形式とは異なる審査を実施することができるものとします。法律上の規制の範囲においては、DQS社は、追加かつ予告無しの審査を随時実施することができるものとします。

4.2 認定及び認証

DQS社は、多様な規格及び仕様に従って審査報告書及び登録証を発行するため、種々の認定団体及び政府系、非政府系機関により認定されています。それには認定団体の従業員又は補助人員が審査に参加することを認める義務が含まれます。該当する認定団体と認証のルールに従い、DQS社は先に述べた個人が、本規程に定める秘密保持要件に従ったDQS社の文書と、お客様に關係するデータの両方にアクセスすることを認めます。さらに、個々の規格又は仕様に明示的に要求があった場合は、お客様関連のデータ及び審査結果は、要求のあった認定団体に送付いたします。本規程の受諾により、お客様は、上記全てを含む認定団体要求事項について同意したものとします。

DQS社は、要求される認定と認証の要求事項のもと、特定の審査及び認証業務を他のDQSグループ会社に行わせる権利を有します。お客様の地域のDQSパートナー以外のDQS社が登録証を発行する場合、認定を受け認証を行うDQS社もすべて同等の権利と義務が平等に適用されるものとなります。

4.3 審査員の選定

能力のある審査員の選定は、DQS社の責任です。DQS社は、技術的な資格認定、経験、個人的な仕事の能力により資格認定された審査員のみを起用することに同意します。審査員は、要求される規格又は仕様について承認された審査員で、マネジメントと審査のみならず、お客様の作業分野に関して適切な経験を有する者です。多くの場合、DQS社では、二人以上の審査員からなる審査チームを編成し特定の審査及び認証プロセスを行います。お客様からのご要望があれば、DQS社は選抜した審査員の略歴を提示します。当該審査員が、審査前あるいは審査中に審査に従事できなくなった場合、DQS社は、可能な範囲で代替りの審査員を選定します。

4.4 審査のスケジューリング

DQS社は、お客様のマネジメントシステムの審査の日程を決める権利を有します。審査は、該当要求事項で指定された範囲内の日程で、双方の便宜を考慮してスケジュールを決めなければなりません。審査日程は、書面により合意されなければなりません。一旦確認された後は審査日程には拘束力が生じます。別途の個別契約により、一度取り決めた審査のキャンセルまたは延期の場合の料金を取り決めることとします。

4.5 登録証の発行

DQS社は、お客様が認証に必要な要件と契約上の義務をすべて履行した時点で、DQS社の登録証(以下、「登録証」)を発行し、お客様に交付します。認証の決定は、審査報告書に記載された審査の結果のすべてと審査員による発行の推奨に基づき、認定をうけ、発行を許されたDQSのグループ会社が単独の責任において行います。DQS社の登録証は、ある一定期間の有効期限であり、通常、最長で発行日から3年間有効です。

4.6 秘密保持及びデータ保護

DQS社は、お客様の内部的な情報であろうと、ビジネスに關係するものであろうと、公に入手できないお客様のすべての機密情報を保持する事、及びお客様の事業敷地内でのDQS社の活動の一環として知りえた情報の機密保持を完全に遂行します。これは口頭及び書面での審査の結果にも適用します。本規程にて別の定めがある場合を除き、DQS社はお客様の書面での承認を得た場合のみ第三者に機密情報を提供することがあるものとします。DQS社は、少なくとも2認証サイクルの間(通常6年間)、審査に關係する記録を保有します。この約束事項は、契約終了後も適用されます。

4.7 公表

DQS社は、認証を現在保有するすべてのお客様の登録を維持及び公表します。

この公表には、認証を受けた組織の名称、住所、範囲及び關係する基準／規格ならびに認証資格が含まれます。お客様は、かかる情報の本規程に基づく公表に同意するものとします。

4.8 電子的なコミュニケーション

これまで述べてきたことに拘わらず、お客様は、DQS 社が暗号化されていない秘密情報及びその他の情報を、インターネット又は公のネットワークを通じ、お客様が提供した電子メールアドレスその他のロケーションに対して送信することを許可するものとします。お客様は、DQS 社が当該送信においては、プライバシー及び秘密保持を保証することができないことを認めるものとします。お客様は、DQS 社によるインターネットその他の公のネットワークを通じての秘密情報の送信が本規程に基づく秘密保持義務の違反とならないこと、及び DQS 社がかかる送信に起因する損害について責任を負わないことに同意しますが、DQS 社が自社の機密情報と同程度の注意をもって当該秘密情報を取り扱うことを条件とします。

お客様は、DQS 社のウェブサイトリンクを貼る場合、次の条件に同意するものとします。

- (i) DQS 社のウェブサイトに含まれる情報は、DQS 社に帰属するということ、
- (ii) リンク元のウェブサイトは、ユーザーを、フレーム、ブラウザ・ウィンドウ、又は第三者のコンテンツを押しつけることなく直接、DQS 社がアップしているそのウェブサイトへ送ること、及び
- (iii) リンク元のウェブサイトは、お客様又はその製品もしくはサービスが DQS 社の保証を得たものであると述べることは暗示することはできないことについて同意するものとします。

5. 登録証と認証マーク

5.1 登録証の発行と認証マークの使用

DQS 社は、お客様のマネジメントシステムが、適用される国内外の規格及び産業セクター固有、あるいは顧客固有の要求事項に適合し、該当する要求事項全てが満たされていることをお客様が審査の中で実証した場合、登録証を発行します。お客様は、この登録証及び関連する認証マークを使って、ビジネスパートナーとの信頼関係を増進させることができます。

登録証の発行後は、マネジメントシステムの適合が継続的に維持されていること確実にする手段として、定期的な継続審査を行います。認証の確立及び維持は、審査及び認証の合意の締結、及びお客様によるその条項の継続的な遵守を条件とします。

お客様のマネジメントシステム、プロセス、商品やサービスが、規程、法令、認証またはその他該当する要求事項に適合していないという報告があった場合、お客様は、事実を明らかにできるよう DQS 社に協力することに同意するものとします。それには、お客様が報告された不適合について知ったということや、必要な是正処置をとったと DQS 社に報告することも含まれます。

お客様は、アップグレード審査など、DQS 社が行うあらゆる特別審査などの継続審査のサービスは、お客様のマネジメントシステムが認証の要求事項と適合しているかを決定するために、お客様が実行している手段をチェックする機能として設計していること、及びお客様が認証範囲のご自身のマネジメントシステム、プロセス、商品とサービスに対する責任から逃れるものではないことを、同意するものとします。

登録証及び認証マークは、権限を持つ継承者やその他の組織に移行させることはできません。

認証期間が満了した場合、又は認証が一時停止、取消、もしくは失効した後は、お客様は、販売促進及びその他のために、登録証及び認証マークの使用することを中止しなければなりません。お客様は、期間満了、取消し又は失効が生じた後、登録証を返還することに同意するものとします。保留する権利は明確に排除されるものとします。

5.2 登録証の不発行

DQS 社は、審査(初回審査／更新審査)に続き、選択した規格・仕様と、契約書の全ての要求事項が満たされた場合にのみ、登録証を発行することができます。不足がある場合には、審査員が足りない部分を不適合報告書及び／または別の方法で文書にし、登録証を発行するために適合しなければならない事項を明らかにします。

すべての不適合又は制限事項は、DQS 社の登録証が発行される前に除去されなければなりません。必要があれば、DQS 社は、審査の全部又は一部を再度行います。追加の審査の後にも、不適合が除去されず、又は、登録証付与の前提条件が満たされない場合、認証手続きは、登録証の発行のない報告書を発行することにより終了するものとします。

5.3 一時停止、取消、失効

5.3.1 一時停止

DQS 社に対する契約上又は財務上の義務に違反した場合(以下を限定的に含みます)、お客様の認証を一時的に停止する権利を有します。

- ・ マネジメントシステムの是正処置が、合意された時間枠の範囲内で実証可能な形で、かつ有効的に実施されていない場合。
- ・ 認証の維持に必要な審査のために DQS 社が提案する審査スケジュールが遵守されず、かつ、そのために前回の審査の実施以降の適切な審査頻度が満たされなかった場合。
- ・ DQS 社が、マネジメントシステムの計画された変更、及びその他の変更、または特別な出来事(3.3を参照のこと)などで、審査の基礎となる規格や仕様へのシステムの適合性に影響を与える変更についてタイムリーに知らされない場合。
- ・ DQS 社の登録証、IQNet の登録証又は認証シンボルが、誤解を招くような、又は不正な方法により使用された場合。

- ・ 審査及び認証に対しての期日を過ぎた支払いが、少なくとも一度は書面で督促されたにもかかわらず、なされなかった場合

DQS 社は、お客様に対し、予定する一時停止を書面により通知するものとします。予定される一時停止の原因が2週間以内に除去されない場合、DQS 社は、お客様に対し、登録証の一時停止を、その理由及び当該認証の復活に必要な是正処置を記載して、書面により通知するものとします。

登録証は、限定された期間(通常は最大で 90 日間)停止されます。要求された措置が、設定された期限までに、実証可能な形で、かつ有効的に実施された場合、登録証の一時停止は取消されます。

要求された措置が、設定された期限内に実施されない場合、DQS 社は、以下に記載の方法により登録証を取消することができるものとします。

5.3.2 取消

DQS 社は、次の場合、書面によりお客様に対して通知することにより、登録証を取消し、又はそれを無効であると宣言する権利を有します。

- ・ 登録証の一時停止期間を過ぎた場合。
- ・ マネジメントシステムがその基礎とする規格又は仕様への適合性が確実ではない、又はお客様が不適合の除去を望まない、もしくは除去できない場合。
- ・ お客様が、登録証の一時停止後に販売促進のために登録証の使用を継続している場合。
- ・ お客様が、認証機関又は DQS 社の評判を低下させるような方法で認証を使用している場合。
- ・ 登録証の発行に至る前提条件が、もはや適用されない場合。
- ・ お客様が任意または強制により破産申請を行う場合。
- ・ お客様が DQS 社との契約関係を実効的に終了させる場合。

5.3.3 失効

DQS 社は、次に掲げる場合、登録証を失効とし、又は過去に遡及して無効であると宣言することができるものとします。

- ・ 後に、登録証の発行に必要とされる前提条件が実際には履行されていなかったことが判明した場合。
- ・ お客様が認証手続を台無しにする行為を行ったため、審査結果の客観性、中立性又は独立性が、DQS 社が判断して、疑わしいものである場合

6. 追加のプログラム要求事項

セクター事のマネジメントシステム、又は製品認証と審査サービス、以下に限定せず追加の必須のプログラム要求事項が適用されることがあります。

Automotive Sector: 自動車関連

Annex Automotive 自動車関連付属書
<https://www.dqs-holding.com/en/certification-regulation/>

Aerospace Sector: 航空宇宙関連

Annex Aerospace 航空宇宙関連付属書
<https://www.dqs-holding.com/en/certification-regulation/>

DQS GmbH - Railway Sector:

Annex IRIS
<https://www.dqs-holding.com/en/certification-regulation/>

DQS MED programs: DQS医療機器プログラム

DQS Medizinprodukte GmbH社のDQS審査と認証規程及びその追記
<https://www.dqs-med.com/good-to-know/general-information>

DQS CFS programs:
DQS CFSプログラム

DQS CFS GmbH社のマネジメントシステム及び製品認証の特
殊条件
<https://dqs-cfs.com>

7.中国市場に向けた追加要求事項

中国の認定機関であるCNASが、中華人民共和国における認証サービスの追加要求事項を設定しました。こちらの規程[DQS Assessment and Certification Regulations](#). の中国語版に義務となる要求事項の記述があります。

文書の終わり